

令和4年度白子町 DMO 設立支援業務
プロポーザル募集要領

白 子 町
令和4年5月

1. 目的

本プロポーザル募集要領は、従来の観光関連事業者のみならず新たな観光地域づくり及び戦略等を策定した稼げる地域をマネジメントし形成する観光地域づくり法人設立支援を目的とし、複数の事業者からその提案内容等を比較検討し、条件に合致した観光地域づくり法人設立支援の仕組みを調達することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 令和4年度白子町 DMO 設立支援業務
- (2) 業務内容 別紙、令和4年度白子町 DMO 設立支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 選定方法 企画提案書等の公募によるプロポーザル方式
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで
- (5) 業務委託料 6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3. 参加資格等

次の条件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者。
 - ② 当該審査日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がされていない者。
 - ⑤ 募集開始の日から審査完了までの間、千葉県建設工事請負業者指名停止措置要領措置基準に基づく指名停止を受けている者。
- (2) 令和4・5年度白子町入札参加資格を有する（もしくは企画提案書提出時までに登録が予定されている）者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者ではないこと。
- (5) その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。

4. 参加申し込み

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 見積書
- ③ その他参考資料（会社概要等）

(2) 提出部数 10部（原本1部、写し9部）

(3) 提出方法 持参または郵送（当日到着分のみ有効）

(4) 提出期限 令和4年5月27日（金）17時

(5) 企画提案書の構成

- ① 仕様書「4. 業務内容」の各項目に対する提案（実施方法、回数、部数、人材など具体的な数値等を盛り込むこと。）
- ② 独自の効果的な提案（上記①同様、具体的な数値等を盛り込むこと。）
- ③ 業務全体のスケジュール表（着手から完了までが分かるもの。）
- ④ 業務に携わるスタッフ体制（役割・人員・経験、具体的な担当者名と勤務日数・時間を明記する。）
- ⑤ 国又は地方公共団体等における同種又は類似業務の業務成績（直近の1～2年間の実績）

※企画提案書は、A4判縦、横書き、フラットファイル左綴じとして提出すること。

(6) 見積書の構成

仕様書に掲げる業務の着手から完了までにかかる各項目の費用（人件費と仕様書「4. 業務内容」にかかる費用、その他の経費は明確に区分し、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。）

(7) 質問等の受付

本企画提案及び仕様書に対して質問がある場合は、次のとおり行う。

- ① 質問受付 令和4年5月20日（金）17時まで
- ② 質問方法 FAX または電子メールにて提出
- ③ 回答期間 令和4年5月25日（水）17時（随時回答）

5. 審査・選考方法

(1) 参加資格を有した申込者が4者以上になった場合は、書面審査の評価により、プレゼンテーション審査を行う3者を選定する。

(2) 企画提案の審査選考は、白子町DMO（観光地域づくり法人）設立支援業事業プロポーザル審査委員会にて行う。審査委員会では提示された企画提案書等による審査を実施し、別に定める選考基準により選考ポイントを判定し選考ポイントの合計を選考結

果とする。

(3) 今回の選考は、企画提案書の提出に併せプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ・実施日時 令和4年6月7日(火)午後1時30分から ※変更する場合あり
- ・実施場所 白子町役場2階 第2会議室

(4) 選考結果は、役場内での手続き完了後に全提案事業者あてに通知する。

6. 企画提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ① 企画提案に参加する資格が無い者が提案したとき。
- ② 所定の日時及び場所に提案を提出しないとき。
- ③ 本プロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- ④ 本プロポーザルに対して、自己のほか他人の代理人をしたとき。
- ⑤ 本プロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- ⑥ 企画提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- ⑦ 住所、氏名、印影、金額もしくは重要な文書の誤脱、認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- ⑧ その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

7. 委託契約

選考ポイントの合計が最高点の事業者を優先交渉権者、2番目の事業者を次点交渉権者とし、優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ受託事業者として特定し、事業実施に係る委託契約を締結するものとする。

企画提案書に記載の項目は、契約時の仕様書に反映する。ただし、目的達成のために必要な範囲において、本町と優先交渉権者との協議により、契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行う場合もある。

8. その他

- (1) 受理された企画提案書は本業務のみの使用とし、企画提案書等は返却せず本町において処分する。
- (2) 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書を提出後に参加を辞退する場合は、速やかに連絡し辞退届を提出すること。また、辞退届の提出による不利益措置はない。
- (4) 提出された企画提案書について原則公開しないものとするが、白子町情報公開条例による情報公開請求があった場合には公開することがある。非公開情報が含まれてい

る場合にはその旨を明記すること。

- (5) 参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、本業務におけるその他の手続きに参加できなくなる場合がある。また、優先交渉権者においては契約交渉権が取り消される場合がある。
- (6) 審査選考についての異議申し立ては受理しない、また特定経過については公表しない。
- (7) 本業務の受託事業者は、業務の全部または主要部分（本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託することはできない。主要部分を除く業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に再委託する業務を本町に書面で提出し、承諾を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託事業者が負うこと。
- (8) 本業務の手続きにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (9) 本契約により作成された成果物の著作権は、本町に帰属する。

○連絡・送付先

白子町商工観光課 担当 麻生

〒299-4292

千葉県長生郡白子町関5074番地2

TEL 0475(33)2117

FAX 0475(33)4132

MAIL syoukou@town.shirako.lg.jp